

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（財務省）

制 度 名	制度的に他の企業年金へ移行できない適格退職年金に係る税制優遇措置の継続				
税 目	所得税 法人税				
要 望 の 内 容	<p>適格退職年金については、廃止期限（平成 23 年度末）までの間に、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために制度的に他の企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も廃止期限前と同じ税制優遇措置（運用時：非課税、給付時等：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続することを要望する。</p> <table border="1" data-bbox="874 819 1482 911"> <tr> <td data-bbox="874 819 1214 911">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1214 819 1482 911">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>(2) 施策の必要性 適格退職年金については、制度として廃止されることが決まった平成 13 年度末時点では、件数は約 7.4 万件、加入者数は約 917 万人であったが、平成 21 年度末時点では、約 2.0 万件、加入者数約 255 万人となっており、残った契約のうち約 8 割が今後の方針を決めており、これまでに 95%が移行等を完了又は今後の方針を決定しており、平成 23 年度末にその期限を迎える。 適格退職年金に止まっているものの中には、企業が倒産した等の理由で、事業主が存在しない閉鎖型適格退職年金等の制度的に企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。（※閉鎖型適格退職年金とは、受給者のみで構成された適格退職年金をいう。） このような適格退職年金は、事業主は存在しないものの、受給権保護の観点から、適格退職年金として残ることを国税庁の承認により認められているが、税制上の手当をしない場合は、廃止期限後に税制優遇措置を受け続ける方法がなくなり、受給権の保護が図られなくなってしまう。 このため、事業主が存在しないため企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金等の制度的に企業年金に移行できない適格退職年金については、廃止期限後も廃止期限前と同じ税制優遇措置を継続するよう手当てする必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に 適応し、国民が信頼できる税制の構築
		政策の達成目標	制度的に企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について廃止前と同様の受給権の保護を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標に同じ)
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成 21 年度末の事業主の存在しない閉鎖型適格退職年金の受給者及び待機者：約 300 人（推計）等（生保協会調べ）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	上記の閉鎖型適格退職年金受給者の受給権の保護を図ることが可能である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	適格退職年金、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		現在、適格退職年金に止まっているものの中で、制度上企業年金への移行が可能なものについては、引き続き移行促進を図るとともに、事業主が存在しないために企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金等については、廃止期限後も税制優遇措置を継続することにより、適格退職年金の実施企業の受給者について、安定した老後の所得確保が図られることから、政策目的に照らして、妥当な要望である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—